

横浜市建設系廃棄物の自ら利用に係る指導要綱

制定 平成 23 年 3 月 11 日 資産第 2478 号

(局長決裁)

最近改正 令和 5 年 3 月 23 日 資産第 2833 号

(局長決裁)

(目的)

第 1 条 本要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 2 条に規定する廃棄物のうち、建設工事から排出される産業廃棄物（以下「建設系廃棄物」という。）を排出事業者が自ら適正に再生利用するために必要な事項を定めることにより、生活環境を保全し、再生利用の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 自ら利用 排出事業者が建設系廃棄物を自ら適正に利用できる品質にした上で、当該工事現場又は当該排出事業者の複数の工事現場間において建設資材として再生利用することをいう。
- (2) 建設工事 土木建築に関する工事（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。）をいう。
- (3) 排出事業者 建設工事において生じる産業廃棄物の占有者で、自ら利用を行う事業者をいう。
- (4) 建設汚泥 「建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について（通知）」（平成 23 年 3 月 30 日環産第 110329004 号）の 2. 3（解説）（7）で規定する建設汚泥をいう。
- (5) 建設汚泥処理物 建設汚泥に人為的に脱水・凝集固化等の中間処理を加えたものをいう。
- (6) コンクリート廃材 建設工事から生じたコンクリートの廃材をいう。
- (7) コンクリート再生材 コンクリート廃材に人為的に破砕等の中間処理を加えたものをいう。
- (8) 排出工事 建設工事のうち、建設汚泥又はコンクリート廃材が排出される工事をいう。
- (9) 再生利用工事 建設工事のうち、建設汚泥処理物又はコンクリート再生材を建設資材として利用する工事をいう。
- (10) 再生施設 建設汚泥又はコンクリート廃材に中間処理を加えるために設置する施設等をいう。
なお、法第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設に係る許可については本要綱の規定に関わらず、別途必要となる。
- (11) 工事発注者 排出工事又は再生利用工事を発注する者をいう。
- (12) 土地所有者 再生利用工事を行う土地を所有する者をいい、土地所有者と工事発注者が同一の者である場合は工事発注者と読み替えるものとする。

(対象)

第 3 条 対象とする産業廃棄物は、次の各号のとおりとする。

- (1) 建設汚泥 建設資材として再生利用できる建設汚泥処理物であって、生活環境保全上支障が生ずるおそれのないもの。
- (2) コンクリート廃材 建設資材として再生利用できるコンクリート再生材であって、

生活環境保全上支障が生ずるおそれのないもの。

(適用範囲)

第4条 本要綱は、市内の建設工事から排出される建設汚泥又はコンクリート廃材を排出事業者が中間処理し、市内の工事現場内で自ら利用する場合について適用する。ただし、建設汚泥については排出工事現場内で再生利用するものとする。

(計画書の提出)

第5条 排出事業者は、再生利用工事に着手する7日前までに再生利用計画書（第1号様式）を作成し、市長に提出しなければならない。

2 前項の計画書の提出にあたり、工事発注者及び土地所有者から自ら利用に関する了承を得ることとし、計画書には自ら利用に係る確認書（第2号様式）を添付しなければならない。

(報告書の提出)

第6条 前条第1項に規定する計画書を提出した排出事業者は、再生利用工事完了後、30日以内に再生利用実績報告書（第3号様式）を作成し、市長に提出しなければならない。

(品質)

第7条 排出事業者は、適正に再生利用を行うために次の品質を満足させなければならない。

(1) 建設汚泥

ア 物理的性状

(ア) 建設汚泥処理物は国土交通省によって定められた利用用途ごとの設計・施工基準等の品質基準である「建設汚泥処理土利用技術基準」（平成18年6月12日）に適合するものであること。さらに、仕様書、関係法令等に規定される品質基準がある場合は、それに適合するものであること。

(イ) 確認頻度は建設汚泥処理物に対して、おおむね200m³ごとに1検体とする。

イ 化学的性状

(ア) 建設汚泥処理物は環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく土壤環境基準並びに土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）に基づく特定有害物質の溶出量及び含有量基準に適合するものであること。

(イ) 確認頻度は建設汚泥処理物に対して、おおむね1,000m³ごとに1検体とする。ただし、シールド工事等地中深い場所から排出される場合にあつては、工事面積に対して、おおむね2,500m²ごとに1検体とすることができる。なお、工場等の跡地の履歴を持つ地盤であつて、汚染の可能性がある場合は、建設汚泥処理物に対して、おおむね100m³ごとに1検体とする。

(ウ) 固化剤等の薬剤を添加する場合、使用薬剤についても環境基本法に基づく土壤環境基準並びに土壤汚染対策法に基づく特定有害物質の溶出量及び含有量基準に適合するものであること。

なお、水素イオン濃度（pH）については本要綱では特に規定しないが、使用場所での影響が予想される場合は、十分な注意を払うこと。

(2) コンクリート廃材

ア コンクリート再生材は「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準について」（平成28年3月31日国官技第379号）に定める用途別の品質基準に適合するものであること。さらに、仕様書、関係法令等で規定される品質基準がある場合は、それに適合するものであること。

イ コンクリート再生材は石綿（アスベスト）、金属、紙等他の廃棄物が混入してい

ないものであること。

(再生施設の設置に係る技術上の基準)

第8条 再生施設の設置に係る技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。
- (2) 産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、再生施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。
- (3) 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。
- (4) 著しい騒音又は振動の発生により周囲の生活環境を損なわないよう必要な措置が講じられていること。
- (5) 再生施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。
- (6) 産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、再生施設の処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること。
- (7) 再生施設が汚泥の脱水施設である場合は、脱水施設が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていること。
- (8) 再生施設が汚泥の乾燥施設（天日乾燥施設を除く。）である場合は、乾燥施設の煙突から排出されるガスにより生活環境保全上の支障が生じないようにすることができ、排ガス処理設備が設けられていること。
- (9) 再生施設が汚泥の乾燥施設（天日乾燥施設に限る。）である場合は、天日乾燥床の側面及び底面は、不透水性の材料が用いられ、かつ、天日乾燥床の周囲には、地表水の天日乾燥床への流入を防止するために必要な開渠その他の設備が設けられていること。
- (10) 再生施設が破碎施設である場合は、破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、散水装置その他の必要な装置が設けられていること。

(再生施設の維持管理に係る技術上の基準)

第9条 再生施設の維持管理に係る技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 処理する産業廃棄物の種類及び量が当該再生施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう処理する際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。
- (2) 再生施設への産業廃棄物の投入は、当該再生施設の処理能力を超えないように行うこと。
- (3) 産業廃棄物が再生施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに再生施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。
- (4) 再生施設の正常な機能を維持するため、定期的に再生施設の点検及び機能検査を行うこと。
- (5) 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。
- (6) 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。
- (7) 著しい騒音又は振動の発生により周囲の生活環境を損なわないよう必要な措置を講ずること。
- (8) 再生施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。
- (9) 再生施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、当該記録

は3年間保存すること。

- (10) 再生施設が汚泥の脱水施設である場合は、脱水機の脱水機能の低下を防止するため、定期的にろ布又は脱水機の洗浄を行い、かつ、汚泥からの分離液が地下に浸透しないよう必要な措置を講ずること。
- (11) 再生施設が汚泥の乾燥施設（天日乾燥施設を除く。）である場合は、汚泥の性状に応じ、乾燥設備を乾燥に適した状態に保つよう温度を調節し、かつ、再生施設の煙突から排出されるガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにするとともに、定期的にはばい煙に関する検査を行うこと。
- (12) 再生施設が汚泥の乾燥施設（天日乾燥施設に限る。）である場合は、定期的に天日乾燥床を点検し、汚泥又は汚泥からの分離液が流出し、又は地下に浸透するおそれがあると認められるときは、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。
- (13) 再生施設が破碎施設である場合は、破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。

（保管）

- 第10条 排出事業者は、建設汚泥処理物又はコンクリート再生材を再生利用するまでの間、法第12条第2項に規定する産業廃棄物保管基準に従い、保管しなければならない。
- 2 保管する建設汚泥処理物又はコンクリート再生材の数量が、再生施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に、建設汚泥処理物の場合にあつては14、コンクリート再生材の場合にあつては28を乗じて得られる数量を超えないようにすること。
 - 3 建設汚泥処理物の保管は、排出工事現場内で行うこと。また、コンクリート再生材の保管は、排出工事現場又は再生利用工事現場内で行うこと。
 - 4 建設汚泥処理物又はコンクリート再生材の保管は、再生利用工事の工期を過ぎて行うことはできない。

（その他）

- 第11条 本要綱に定めのない事項については法及びその他関係法令に定める基準に従い、疑義が生じた場合は、事業系廃棄物対策課と協議を行うこととする。

附 則

本要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

本要綱は、令和4年3月1日から施行する。

附 則

本要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(第1号様式)

再生利用計画書

年 月 日

(提出先)
横浜市長

住所

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話 ()

横浜市建設系廃棄物の自ら利用に係る指導要綱第5条の規定に基づき、建設工事から排出される産業廃棄物の自ら利用について、次のとおり再生利用計画を提出します。

排出事業者	事業者氏名	(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
	担当者	所属	
		氏名	電話
排出工事	工事件名		
	工事場所		
	廃棄物の種類	建設汚泥 ・ コンクリート廃材	
	排出時期	年 月 ～ 年 月	
	排出予定量	m ³ ・ t	
再生利用工事	工事件名		
	工事場所		
	工事概要		
	発注者氏名	(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
	発注者担当者	所属	
		氏名	電話
	再生利用用途		
	再生利用時期	年 月 ～ 年 月	
再生利用予定量	m ³ ・ t		
処理	中間処理の場所・方法		
	品質		
備考 再生利用計画について、計画する内容が確認できる平面図、立面図、状況写真及びその他参考となる資料を添付してください。			

(日本産業規格 A 列 4 番)

(第2号様式)

自ら利用に係る確認書

甲と乙は、次のとおり産業廃棄物の自ら利用について確認しました。
なお、疑義、問題等生じた場合は、甲、乙相互で誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

排出事業者	事業者氏名	(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
	担当者	所属	
		氏名	電話
排出工事	工事件名		
	工事場所		
	工事概要		
	発注者氏名	(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
	発注者担当者	所属	
		氏名	電話
再生利用工事	工事件名		
	工事場所		
	工事概要		
	発注者氏名	(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
	発注者担当者	所属	
		氏名	電話
再生利用概要	廃棄物の種類	建設汚泥 ・ コンクリート廃材	
	排出予定量	m ³ ・ t	
	利用予定量	m ³ ・ t	
	排出予定時期	年 月 ～ 年 月	
	利用予定時期	年 月 ～ 年 月	
	利用用途		
	品質		

年 月 日

甲（排出事業者）

住 所
氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

乙（排出工事発注者）

住 所
氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

印

乙（再生利用工事発注者）

住 所
氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

乙（再生利用工事土地所有者）

住 所
氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

印

印

(第3号様式)

再生利用実績報告書

年 月 日

(提出先)
横浜市長

住所

氏名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話 ()

横浜市建設系廃棄物の自ら利用に係る指導要綱第6条の規定に基づき、自ら利用に関する再生利用実績を次のとおり報告します。

排出事業者	事業者氏名	(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
	担当者	所属	
		氏名	電話
自ら利用の状況	計画書提出年月日		
	廃棄物の種類	建設汚泥 ・ コンクリート廃材	
	排出工事件名		
	排出工事場所		
	排出時期	年 月 ～ 年 月	
	排出量	m ³ ・ t	
	再生利用工事件名		
	再生利用工事場所		
	再生利用用途		
	再生利用時期	年 月 ～ 年 月	
	再生利用量	m ³ ・ t	
	残さ量	m ³ ・ t	
	備考 再生利用実績について、実施した内容が確認できる平面図、立面図、状況写真及びその他参考となる資料を添付してください。		

(日本産業規格 A 列 4 番)